

2026 年 9 月 1 日

各 位



2026 年 8 月 27 日からの大雨により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

2026 年 8 月 27 日からの大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、このたびの災害により災害救助法が適用された地域において、被災されたお客さまからの申し出に応じて、下記の通り特別措置を実施します。

記

1. 対象者

当社と電気のご契約をされているお客さま

2. 対象地域

災害救助法が適用された市町村（2026 年 8 月 27 日時点）

【富山県】

高岡市、氷見市、小矢部市、射水市

【石川県】

羽咋市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

※上記以外の市町村に本災害における災害救助法が適用された場合は、当該市町村も特別措置の対象といたします。最新の災害救助法適用市町村は[内閣府ホームページ](#)よりご確認ください。

3. 特別措置の内容

- ① 電気料金の支払期日（※1）の延長
- ② 不使用月の電気料金の免除
- ③ 被災により使用不能となった電気設備の基本料金の免除
- ④ 工事費負担金等の免除

（注）特別措置の内容は、別紙を参照ください。

4. 特別措置の申込み方法

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

以上

お問合せ先

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

住所：東京都中央区日本橋二丁目 11 番 2 号

本社：03-6758-6311 北海道支店：011-209-9350

東北支店：022-778-0063 西日本支店：06-6396-8210

九州支店：092-432-8130

受付時間：9：00～17：00 ※土日祝除く

別紙

特別措置の内容

電気料金の支払期日 (※1) の延長	2026 年 8 月、9 月および 10 月料金計算分の電気料金の支払い期日を 各々1 カ月間延長いたします。
不使用月の電気料金 の免除	被災日が属する料金計算月の翌月 6 カ月間に限り、被災時から引き 続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除いたします。
被災により使用不能 となった電気設備の 基本料金の免除	被災により電気設備の一部が使用不能となった場合は、被災日が属 する料金計算月から 2027 年 2 月末日までの間は、その使用不能設備 に相当する基本料金を免除いたします。
工事費負担金等※2 の免除	被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で 2027 年 2 月末日ま でに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けま せん。

(注) ※1 支払期日とは、検針日翌日から起算して 30 日目をいいます。

※2 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、
お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さ
まにご負担いただく費用をいいます。